

シンポジウム カジノ実施法の 問題点と カジノによる 弊害への対策

2018年7月に「特定複合観光施設区域整備法」（以下「カジノ実施法」といいます。）が成立してしまいました。

カジノ解禁は、①暴力団などの関与、②犯罪の発生、③風俗環境の悪化、④青少年への悪影響、⑤ギャンブル依存症患者の増加、⑥経済的効果を上回る社会的コストの存在、⑦多重債務問題再燃の危険性などの問題を含んでいることに加えて、わが国では近代法制定以前から厳禁され、刑罰の対象とされてきた賭博行為を、特定の場所、特定の者に限定して非犯罪化するものであって、史上初めて民間賭博場開設を公認するという、わが国の刑事司法政策に極めて重大な変更をもたらすものとなります。

しかし、カジノ実施法によっても、これらの弊害は除去されておられません。

また、大阪府と大阪市は、カジノ施設を積極的に誘致しており、大阪府下への設置が最有力と目される状況にあります。

本シンポジウムでは、カジノ実施法の問題点、その後の経緯、今後のスケジュール、大阪でのギャンブル依存症の現状と問題点を検証した上で、カジノ誘致の問題点について皆様と一緒に考えていこうと思いますので、奮って多数ご参加下さい。

● 基調講演

カジノ実施法の概要及び その後の経緯・今後のスケジュール

講師 高橋敏信氏（大阪弁護士会消費者保護委員会委員）

大阪における ギャンブル依存症対策の現状と問題点

講師 伊東弘嗣氏（大阪府依存症関連機関会議大阪司法書士会代表委員）

カジノ誘致の問題点と課題

講師 新里宏二氏（日弁連多重債務問題検討ワーキンググループ座長）

● 意見交換

2019
3/15 fri

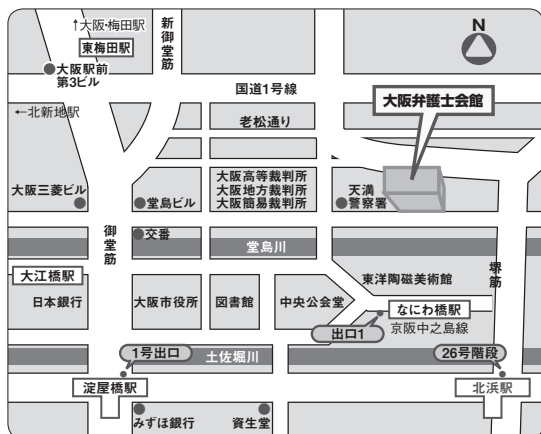
入場
無料



一時保育あり
(予約制)

2019年3月15日(金) 午後6時～午後8時30分
大阪弁護士会館10階1001・1002会議室

アクセス



シンポジウム

「カジノ実施法の問題点とカジノによる弊害への対策」

【日時】2019年3月15日(金)午後6時～午後8時30分

【会場】大阪弁護士会館10階1001・1002会議室
〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5

【交通手段】

- 京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分
- 地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
- 地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

問合せ先

大阪弁護士会人権課(消費者保護委員会担当事務局) TEL **06-6364-1227**

一時保育サービス(要予約・無料)

【対象】原則、首が据わっている乳児～未就学児 【時間】シンポジウム開始15分前～終了15分後まで

【申込方法】大阪弁護士会人権課(消費者保護委員会担当事務局)まで電話にて申込

【申込番号】**06-6364-1227** 【申込期限】**3月5日(火)**

参加申込書

- 大阪弁護士会HPからも申込可能です。
- FAXでのお申込は、以下の参加申込書にご記入ください。

ふりがな	
氏名	
TEL	() —
所属	
参加人数	

※ 記載していただいた個人情報は、参加確認の目的以外には使用しません。

FAX 06-6364-7477

消費者保護委員会担当事務局 行